

# 平成 21 年度設備設計一級建築士講習のご案内

平成 21 年 5 月

財団法人 建築技術教育普及センター  
国土交通大臣登録講習機関  
登録番号 第一号  
登録年月日 平成 20 年 11 月 28 日

平成 20 年 11 月 28 日に施行された新建築士法により、平成 21 年 5 月 27 日以降、一定規模以上の建築物の設備設計については、原則として、設備設計一級建築士が自ら設計を行うか若しくは設備設計一級建築士に設備関係規定への適合性の確認を受けることが義務付けられることとなりました。

設備設計一級建築士の資格を取得するには、原則として、一級建築士として 5 年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了することとされております。

当センターは、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関として、設備設計一級建築士講習を実施いたします。

## § 1. 講習案内

### 1-1. 受講申込関係書類の頒布

- (1) 頒布期間 平成 21 年 6 月 1 日(月)～6 月 26 日(金) (ただし、土曜日、日曜日は除く。)
- (2) 頒布時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (ただし、最終日の 6 月 26 日は午後 3 時まで。)
- (3) 頒布場所 当センター各支部並びに各都道府県の建築士会
- (4) 頒布価格 1 セット 1,050 円 (うち消費税額 50 円)

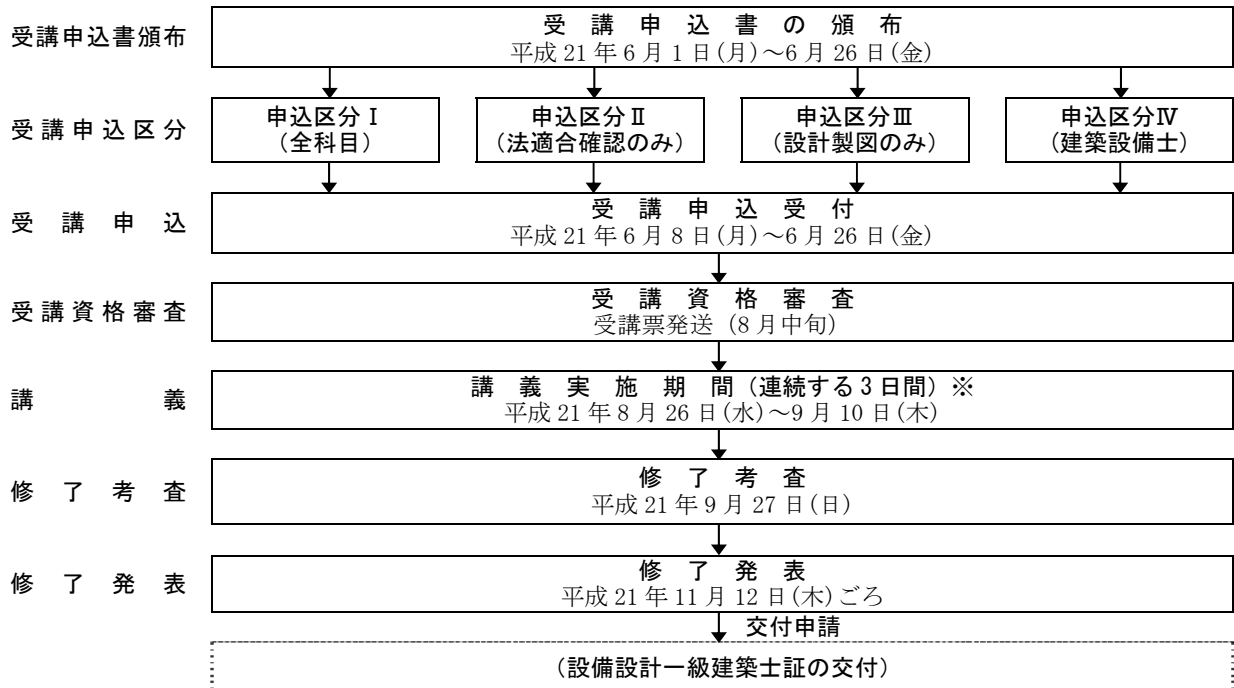
### 1-2. 受講申込書の受付

- (1) 受付期間 平成 21 年 6 月 8 日(月)～6 月 26 日(金) (受付締切日の消印のあるものまで有効)
- (2) 申込方法 当センター本部宛に郵送 (簡易書留) で申込んで下さい。

### 1-3. 受講申込区分 (下記の 4 種類の申込区分から該当する区分で申込んで下さい。)

- (1) 申込区分Ⅰ (全科目)  
講習の全科目を受講する場合の申込区分で、「一級建築士」が対象となります。
- (2) 申込区分Ⅱ (法適合確認のみ)  
平成 20 年度に実施された講習 (設備設計一級建築士資格取得講習 (いわゆる「みなし講習」) を含む。) の修了考査において「設計製図」に合格された方が、講義及び修了考査のうち、「設計製図」に対応する「建築設備に関する科目」の免除を希望する場合の申込区分です。
- (3) 申込区分Ⅲ (設計製図のみ)  
平成 20 年度に実施された講習 (みなし講習を含む。) の修了考査において「法適合確認」に合格された方が、講義及び修了考査のうち、「法適合確認」に対応する「設備関係規定に関する科目」の免除を希望する場合の申込区分です。
- (4) 申込区分Ⅳ (建築設備士)  
「一級建築士」であり、かつ「建築設備士」の資格を有する方が、講義及び修了考査のうち、「建築設備に関する科目」の免除を希望する場合の申込区分です。

### 1-4. 設備設計一級建築士の資格取得まで



※ 講義は、申込区分Ⅱ又はⅣの場合は 1 日、申込区分Ⅲの場合は 2 日です。

### 1-5. 受講手数料 (受講資格審査手数料及びテキスト代、修了考査手数料を含む。)

- (1) 申込区分Ⅰ 63,000 円 (うち消費税額 3,000 円)
- (2) 申込区分Ⅱ 42,000 円 (うち消費税額 2,000 円)
- (3) 申込区分Ⅲ 52,500 円 (うち消費税額 2,500 円)
- (4) 申込区分Ⅳ 42,000 円 (うち消費税額 2,000 円)

### 1-6. 講習期間及び講習地

- 講習期間及び講習地は、下表の      で示された区分の中から申込受付順に受講者の希望するところとします。
- 各日程で受講希望者が集中した場合又は少ない場合には、希望する講習期間及び講習地で受講できない場合があります。
- 講習期間及び講習地は、平成 21 年 8 月中旬以降に当センターから送付する受講票により通知します。

#### ■講習期間及び講習地一覧表

講習期間 講習地	講義（連続する 3 日間）						修了考査 9/27(日)
	8/26(水) S 8/28(金)	8/31(月) S 9/2(水)	9/1(火) S 9/3(木)	9/2(水) S 9/4(金)	9/6(日) S 9/8(火)	9/8(火) S 9/10(木)	
札幌市						AA	○
仙台市	BA						○
東京都		CA					○
名古屋市					DA		○
大阪府			EA				○
広島市				FA			○
福岡市			GA				○

### 1-7. 講習期間及び講習地の変更

講習期間及び講習地の変更は、原則として、認められません。

- 講義**  
転勤等やむを得ない事情がある場合に限り変更を認める場合がありますので、指定された講義の 1 週間前までに、当センター本部業務部業務第三課講習係(☎03-5524-3105)までご連絡下さい。ただし、講義の一部だけを変更することはできません。
- 修了考査**  
修了考査の講習地は、原則として、講義を受けた講習地と同じとします。

### 1-8. 講習の構成

- 講習は、テキストを使用した 3 日間の講義と 1 日の修了考査の構成により実施します。
- 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- 1 回の講習は、下記の日程及び内容で行われる予定です。(○は受講すべき科目)

日 程	時 間	内 容	申 込 区 分				
			I	II	III	IV	
講 義	第 1 日	午前 10:00~12:00 (2 時間)	電気設備の設計技術	○	免除	○	免除
		午後 13:00~15:00 (2 時間)	電気設備の設計技術	○	免除	○	免除
		15:00~18:00 (3 時間)	空調・換気設備の設計技術	○	免除	○	免除
	第 2 日	午前 10:00~11:00 (1 時間)	空調・換気設備の設計技術	○	免除	○	免除
		11:00~12:00 (1 時間)	給排水衛生設備の設計技術	○	免除	○	免除
		午後 13:00~16:00 (3 時間)	給排水衛生設備の設計技術	○	免除	○	免除
	第 3 日	16:00~18:00 (2 時間)	輸送設備の設計技術	○	免除	○	免除
		午前 10:00~12:00 (2 時間)	設備関係法令	○	○	免除	○
		午後 13:00~14:00 (1 時間)	設備設計総論	○	○	免除	○
修 了 考 査	9 月 27 日(日)	14:00~18:00 (4 時間)	法適合確認	○	○	免除	○
		午前 10:00~12:00 (2 時間)	法適合確認	○	○	免除	○
		午後 13:15~17:15 (4 時間)	設計製図	○	免除	○	免除

※講習地により、講義時間帯が変更になる場合があります。

### 1-9. 修了考査

- 修了考査は、平成 21 年 9 月 27 日(日)全国一斉に実施します。
- 修了考査は、次の表の考査区分、出題形式等により行います。(平成 21 年度講習テキスト参照可)

考査区分	出題形式	出題科目	出題内容
法適合確認	記述式	設備関係規定に関する科目 (空調・換気設備、給排水衛生設備、 電気設備、輸送設備)	・空調・換気設備(必須) : 5 問 ・給排水衛生設備(必須) : 5 問 ・電気設備(必須) : 5 問 ・輸送設備(必須) : 5 問
設計製図	記述式 及び 製図	建築設備に関する科目 (設備計画、設備設計)	・設備計画(必須) : 10 問 ・設備設計(選択※) : 各 3 問 ※空調・換気設備、給排水衛生設備、 電気設備の 3 分野から一つを選択

### 1-10. 修了発表

- 修了考査の結果等の通知**  
修了考査の結果は、平成 21 年 11 月 12 日(木)ごろ本人に通知する予定です。なお、講習課程の修了者については、「設備設計一級建築士講習修了証」の発行をもって修了考査の結果等の通知に代えることとします。また、修了者の受講番号を記載した修了者一覧表を当センター支部の事務所等に掲示するとともに、当センターホームページ(<http://www.jaiec.jp/>)に掲載します。
- 修了考査の区分合格について**  
修了考査において、「法適合確認」又は「設計製図」のいずれかの区分に合格した場合、その合格した講習の行われた年度の初めから 3 年以内に設備設計一級建築士講習を受講する方は、本人の申請により、当該合格した区分に係る講義及び修了考査が免除されます。  
※免除申請には(1)の通知書が必要になりますので、紛失しないよう大切に保管して下さい。
- 終了した講習の教材等の公表**
  - 終了した講習の教材(テキスト)、修了考査の問題及び修了考査の結果の判定基準の概要については、修了発表に合わせて、一定期間当センター支部の事務所において、希望により閲覧することができますようにします。
  - 修了考査問題集(写し)は希望者に頒布します(頒布価格:1部300円(消費税を含む。))。頒布場所は当センター各支部とします。(なお、郵送での頒布方法については、追って、当センターホームページ等でご案内します。)

## 1-11. 設備設計一級建築士証の交付手続き

### (1) 交付申請

講習修了者は、設備設計一級建築士証の交付を受けることにより「設備設計一級建築士」の称号を得ることができます。交付申請の期間は修了日（修了考査の実施日）以後1年以内ですので、この期間内に交付手続きを行って下さい。

### (2) 交付申請窓口及び問合せ先

各都道府県の建築士会（4頁参照）

## § 2. 受講資格

### 2-1. 受講資格について

現在「一級建築士」として登録されている方で、次の(1)又は(2)の業務経験を有する方。

(1) 「一級建築士」として、設備設計に関する5年以上の業務経験を有する方。

(2) (1)のほか、次の①から③の業務を含め、5年以上の業務経験を有する方。

- ① 法律上の業務経験は「設備設計」となっていますが、建築設備に関する工事監理を行っている場合も業務経験として認めます。
  - ② 設備設計の補助業務については、業務経験として認めます。
  - ③ 「建築設備士」として、建築設備に関する業務（建築士に意見を述べる業務等）を行っている場合は、一級建築士となる前に行った当該業務も業務経験と認めます。（施工管理等は業務経験に含まれません。）
- ※ 「一級建築士」として登録し、かつ、「建築設備士」の資格も有する場合、業務経験の状況を考慮したうえで、講義及び修了考査のうち、「建築設備に関する科目」が免除されます。

### 2-2. 設備設計に関する業務経験について

「設備設計に関する業務経験」として認められるもの	「設備設計に関する業務経験」として認められないものの例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築設備に関する設計</li> <li>・ 建築設備に関する工事監理</li> <li>・ 設計補助業務としての建築設備関係図書の作成等</li> <li>・ 建築確認の建築設備に関する審査及びその補助</li> <li>・ 建築設備士としての建築設備に関する業務（建築士に意見を述べる業務等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築設備設計以外の設計（意匠設計、構造設計等）</li> <li>・ 建築設備以外の工事監理</li> <li>・ 積算</li> <li>・ 施工</li> <li>・ 研究・教育</li> <li>・ 行政（確認申請の審査業務を除く。）</li> <li>・ 土木関係の業務</li> <li>・ 都市計画関係の業務</li> <li>・ 環境等の業務</li> </ul>

### 2-3. 業務経験年数の計算方法について

- (1) 業務経験年数を計算するに当たっては、一級建築士免許登録の日から平成21年8月25日までを業務経験期間として算入することができます。
- (2) 「建築設備士」の資格を有する方が、設備設計に関する業務（建築士に意見を述べる業務）を行っている場合、業務経験期間の起算日は、建築設備士試験の合格年月日（昭和61年～63年に実施された資格取得のための建築設備士講習を修了された方においては講習の修了年月日）となります。

## § 3. 受講の申込み

### 3-1. 受講申込みに必要な書類

#### (1) 受講申込書（所定の用紙）

受講申込書-A（裏面が業務経歴書・業務経歴証明書）・受講申込書-B

#### (2) 写真2枚

無帽・無背景・正面上3分身を写した証明写真（縦4.5cm×横3.5cm）で、平成21年3月以降に撮影したもの2枚。写真の裏面に講習地、氏名を記入し、受講申込書-A及び受講申込書-Bの所定の欄に貼付して下さい。

#### (3) 受講手数料払込受付証明書

受講申込区分ごとに所定の払込用紙を使用し、必ず個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される振替払込受付証明書を受講申込書-Aの所定の欄に貼付して下さい。

#### (4) 受講資格を証明する書類（受講申込区分により下記の書類が必要です。）

受講申込区分	受講資格を証明する書類	備考
申込区分Ⅰ （全科目）	①業務経歴証明書（申込書-Aの裏面） ②一級建築士免許証の写し	過去の受講票（みなし講習を含む。）を提出することにより、左記の証明書類の提出に代えることができます。
申込区分Ⅱ （法適合確認のみ）	③平成20年度に実施された講習（みなし講習を含む。）の未修了通知書	
申込区分Ⅲ （設計製図のみ）		
申込区分Ⅳ （建築設備士）	①業務経歴証明書（申込書-Aの裏面） ②一級建築士免許証の写し ④建築設備士試験合格証書（昭和61年～63年に実施された建築設備士講習の修了者については建築設備士講習受講証書）の写し又は建築設備士登録証の写し	

- ①業務経歴証明書（申込書-Aの裏面）は、正当な理由がない限り、第三者（下記イ～ハ）による証明が必要となります。
  - イ、本人が建築士事務所に所属している場合は、当該建築士事務所の管理建築士
  - ロ、本人が管理建築士である場合は、原則として事務所内の他の建築士
  - ハ、個人事務所の場合や当時の管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は、事務所外の他の建築士
- ②一級建築士免許証を紛失等の理由で再交付手続き期間中等の場合は、一級建築士免許証再交付申請書の写しでも可とします。
- ③申込区分Ⅱ又はⅢの方は、平成20年度に実施された講習（みなし講習を含む。）の未修了通知書を業務経歴書右側の所定の欄に貼付して下さい。
- ④建築設備士試験合格証書等を紛失された場合は、建築設備士試験合格（講習課程修了）証明書を当センターにて発行します。下記イ及びロの書類等を受講申込書に添付して下さい。書類等を確認後、上記証明書を発行し、受講票発送時に同封します。
  - イ、建築設備士試験合格（講習課程修了）証明書発行申請書（総合案内書の用紙をコピーし、必要事項を記入して下さい。）
  - ロ、手数料 一部につき切手840円分（うち消費税額40円）

## § 4. 受講申込みに関する問合せ先

### ■財団法人 建築技術教育普及センター

本部・支部名	〒	所在地	電話
本 部	104-0031	東京都中央区京橋 2-14-1	03(5524)3105
北 海 道 支 部	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11 大五ビル	011(221)3150
東 北 支 部	980-0824	仙台市青葉区支倉町 2-48 宮城県建設産業会館	022(223)3245
関 東 支 部	104-0031	東京都中央区京橋 2-14-1	03(5524)2176
東 海 北 陸 支 部	460-0008	名古屋市中区栄 4-3-26 昭和ビル	052(261)6816
近 畿 支 部	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31 OMMビル	06(6942)2214
中 国 四 国 支 部	730-0051	広島市中区大手町 2-11-15 新大手町ビル	082(245)8055
九 州 支 部	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-9-1 東福第 2 ビル	092(471)6310

インターネットホームページで、制度案内、受講に関する情報を提供しています。( <http://www.jaeic.jp/> )

## § 5. 受講申込関係書類頒布場所 (上記財団法人建築技術教育普及センター各支部の他、下記の場所で頒布されます。)

### ■都道府県建築士会

講習地	頒布場所	〒	所在地	電話番号
札幌市	(社)北海道建築士会	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11 大五ビル	011(251)6076
仙台市	(社)青森県建築士会	030-0803	青森市安方 2-9-13 青森県建設会館	017(773)2878
	(社)岩手県建築士会	020-0887	盛岡市上ノ橋町 1-50 岩織ビル	019(654)5777
	(社)宮城県建築士会	980-0801	仙台市青葉区木町通 1-6-34 安藤ビル	022(262)2867
	(社)秋田県建築士会	010-0951	秋田市山王 1-7-3 山王ウエスタンビル	018(863)6348
	(社)山形県建築士会	990-0825	山形市城北町 1-12-26	023(643)4568
	(社)福島県建築士会	960-8043	福島市中町 4-20 みんゆうビル	024(523)1532
東京都	(社)茨城県建築士会	310-0852	水戸市笠原町 978-30 建築会館	029(305)0329
	(社)栃木県建築士会	321-0933	宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館	028(639)3150
	(社)群馬県建築士会	371-0846	前橋市元総社町 2-5-3 群馬建設会館	027(252)2434
	(社)埼玉県建築士会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7 埼玉建産連会館	048(861)8221
	(社)千葉県建築士会	260-0013	千葉市中央区中央 4-8-5 建築会館	043(202)2100
	(社)東京都建築士会	104-6204	東京都中央区晴海 1-8-12 晴海トリトンスクエア乙棟	03(3536)7711
	(社)神奈川県建築士会	231-0011	横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館新館	045(201)1285
	(社)山梨県建築士会	400-0031	甲府市丸の内 1-14-19 山梨県建設会館	055(233)5414
	(社)長野県建築士会	380-0872	長野市大字南長野字宮東 426-1 長野県建築士会館	026(235)0561
(社)新潟県建築士会	950-0965	新潟市中央区新光町 15-2 県公社ビル	025(378)5666	
名古屋市	(社)富山県建築士会	939-8084	富山市西中野町 1-7-27 タカノビル	076(495)7446
	(社)石川県建築士会	921-8036	金沢市弥生 2-1-23 石川県建設総合センター	076(244)2241
	(社)福井県建築士会	910-0854	福井市御幸 3-10-15 福井県建設会館	0776(24)8781
	(社)岐阜県建築士会	500-8076	岐阜市司町 1 岐阜総合庁舎	058(266)5786
	(社)静岡県建築士会	420-0857	静岡市葵区御幸町 9-9 静岡県建設業会館	054(254)9381
	(社)愛知県建築士会	460-0008	名古屋市中区栄 4-3-26 昭和ビル	052(261)1451
	(社)三重県建築士会	514-0003	津市桜橋 2-177-2 三重県建設産業会館	059(226)0109
大阪府	(社)滋賀県建築士会	520-0801	大津市におの浜 1-1-18 滋賀県建設会館	077(522)1615
	(社)京都府建築士会	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町 641 京都建設会館別館	075(211)2857
	(社)大阪府建築士会	540-0012	大阪市中央区谷町 3-1-17 ジョイント大手前ビル	06(6947)1961
	(社)兵庫県建築士会	650-0011	神戸市中央区下山手通 4-6-11 エクセル山手	078(327)0885
	(社)奈良県建築士会	630-8115	奈良市大宮町 2-5-7 奈良県建築士会館	0742(30)3111
	(社)和歌山県建築士会	640-8045	和歌山市ト半町 38 和歌山県建築士会館	073(423)2562
広島市	(社)鳥取県建築士会	680-0803	鳥取市田園町 3-375 田園ビル	0857(21)7280
	(社)島根県建築士会	690-0883	松江市北田町 35-3 建築会館	0852(24)2620
	(社)岡山県建築士会	700-0824	岡山市北区内山下 1-3-19 建築会館	086(223)6671
	(社)広島県建築士会	730-0052	広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ	082(244)6830
	(社)山口県建築士会	753-0072	山口市大手町 3-8 山口県建築士会館	083(922)5114
	(社)徳島県建築士会	770-0931	徳島市富田浜 2-10 徳島県建設センター	088(653)7570
	(社)香川県建築士会	760-0018	高松市天神前 6-34 村瀬ビル	087(833)5377
	(社)愛媛県建築士会	790-0002	松山市二番町 4-1-5 愛媛県建築士会館	089(945)6100
	(社)高知県建築士会	780-0870	高知市本町 4-2-15 高知県建設会館	088(822)0255
福岡市	(社)福岡県建築士会	812-0013	福岡市博多区博多駅東 3-14-18 福岡建設会館	092(441)1867
	(社)佐賀県建築士会	840-0041	佐賀市城内 2-2-37 佐賀県建設会館	0952(26)2198
	(社)長崎県建築士会	850-0036	長崎市五島町 5-34 トーカンマンション 713 号	095(828)0753
	(社)熊本県建築士会	862-0954	熊本市神水 1-3-7 熊本県建築士会館	096(383)3200
	(社)大分県建築士会	870-0022	大分市大手町 2-2-7 田原ビル	097(532)6607
	(社)宮崎県建築士会	880-0802	宮崎市別府町 2-12 宮崎建友会館	0985(27)3425
	(社)鹿児島県建築士会	892-0838	鹿児島市新屋敷町 16 県住宅供給公社ビル 326 号	099(222)2005
	(社)沖縄県建築士会	901-2101	浦添市西原 1-4-26 沖縄建築会館	098(879)7727

※郵送をご希望の場合は、現金 1,050 円と切手 510 円(郵送料)と共に、〒住所及び氏名を記入した宛名ラベル(横書き、8cm×4cm 程度大きさ)を同封の上、現金書留で財団法人建築技術教育普及センター各支部宛にご請求下さい。